第1条(適用範囲)

本規約は、GronG GYM 24として運営するトレーニングジム(以下「当ジム」という)及び それに派生する運営業務に関し適用されるものとします。

第2条(独立運営)

ると、(メルビロ) GYM 24 は独立・自営のトレーニングジムであり、当ジムは、株式会社Ultimate Life (以下「当社」という) が独立して経営するトレーニングジムです。当ジムの会員は、当ジムの運営主体が当社であることを了解した上で、当ジムを利用するものとします。

- 第3条(会員制度) 1. 当ジムは会員制とします。
- 当ジムに入会される方は、本規約を承諾し、当ジム所定の入会申込書、誓約書等を 提出していただきます。
- 会員は、ご利用開始月より2ヶ月経過後、所属店舗の他、全ての「GronG GYM 24」を 利用することができます。

第4条(入会が認められない方)

次のいずれかに該当する方は、当ジムの会員になることはできません。

- 本規約及び当ジムの諸規則を遵守できない方 当ジム指定の身分証を提示し、本人確認ができない方 刺青、タトゥーのある者で、当ジム内においてそれらの露出を一切行わないことに同意 3.
- 暴力団または反社会的勢力に該当すると当ジムが判断した方 医師等により運動が制限されている方
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れがある疾患を有している方
- 当系列ジムにて除名歴のある者、または会費の滞納がある方
- 16歳未満の者、または18歳未満で保護者の同意がない方 8.
- 妊娠中の方
- 在留カード・特別永住者証明書が発行されていない方 10.
- その他、当ジムが会員としてふさわしくないと判断した方 11.

第5条(会員システム及びセキュリティカード)

- 会員が当ジムへ入退室する際には、会員に対して個別に発行されるセキュリティカード での認証が必要となります。
- 当ジムは前項のセキュリティカードを通じて、会員の入退室情報を記録・管理します。 セキュリティカードは会員本人による利用のみ認められます。不正利用(カードの貸与 非会員を入室させる等)を行った場合は、本規約第12条 1. (キ)により除名及び第21条
- 弁工具で入主にとるがで17717に物口は、チベルで3771とない、1775とからは、4.の賠償責任を負います。 会員は、セキュリティカードを紛失等した場合、速やかに当ジムに届け出てください。 入退室管理システムにて認証しない等のトラブルが発生した場合も同様とします。 会員は、セキュリティカードを紛失等した場合、再発行手数料として、1,100円(税込)を
- 支払わなければなりません。

第6条 (諸規定の遵守)

- 会員は、本規約及び施設内規約、その他当ジムが定める規則を全て遵守しなければなりません。 施設及び機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルールに従うものと します。また、当ジムの指示に従わなければなりません。
- します。また、ヨノムの頂がに促わなれてはなりません。 会員は、施設を利用している際、いかなる営利活動、ビジネス活動もおこなってはなりません(ただし、当ジムが認めたものを除く)。 会員は、施設の利用時、当ジムの定めるアピアランス(身だしなみ)を遵守します。 全裸・半裸、運動に適さない服装(ジーンズ、スーツ等)、裸足やサンダル、ヒール、ゴム 草履等での施設利用は禁止します。
- 全員は、ジン施設内で大声・奇声を発したり、誹謗中傷すること、または他の会員、 スタッフに対しての暴力、嫌がらせ等の迷惑行為を禁止します。 当施設への危険物(刃物やハサミなど)、違法薬物、脱法ハーブ、シンナー等の持ち込み
- を禁止します。
- 当施設内での飲酒・喫煙を禁止します。

第7条 (入場禁止及び退場)

当ジムは、以下のいずれかに該当する者について、入場を禁止し、または退場を命じることが あります。

- 本規約及び当ジムの諸規則を遵守できない者
- 刺青・タトゥーを露出している者、および刺青との判別が困難なペインティング等の 擬似刺青を露出している者
- 暴力団または反社会的勢力に該当すると当ジムが判断した者
- 医師等により運動が制限されている者
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れがある疾患を有している者
- 大声・奇声を発したり、不適切な言動により他の利用者に迷惑をかける者
- 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた者
- その他、当ジムが会員としてふさわしくないと判断した者

第8条(退会)

- 会員が自己都合により退会する場合は、当ジムが別に定めた期日までに、所属店舗に 来館し、当ジム所定の書面により手続きを完了しなければなりません(電話での申し出 は受け付けません)
- 会費等が未納の場合は、退会までに完納しなければなりません。
- 会費等は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。

第9条(休会)

- 会員が自己都合により当ジムの一時的な休会を希望する場合は、休会期間中の会費を 毎月1,100円(税込)支払うことに同意したうえで、当ジムが別に定めた期日までに、所属 店舗に来館し、当ジム所定の書面により手続きを完了しなければなりません(電話での 申し出は受け付けません)。
- 会費等が未納の場合は、休会手続きまでに完納しなければなりません。 会費等は、休会が月の途中から開始する場合であっても、これを全額支払わなければ
- なりません。

第10条 (移籍)

- 会員は、第3条第3項に定めるとおり、全ての「GronG GYM 24」を利用できますが、所属 店舗の変更を希望される場合は、書面をもって手続きを行うことができます。移籍の際には、移籍後の所属店舗で定められた会費等をお支払いいただきます。移籍後の会費 等は、移籍前の所属店舗で定められている会費等から変更となる場合があります
- 移籍にあたり、会員が移籍前の所属店舗で契約していたオプション等の付随契約に ついては、移籍後の所属店舗では引き継がれません。

第11条 (諸手続き)

- 会員が会員申込書に記載した内容に変更があった場合は、所属店舗に来館し、速やかに 変更手続きを行ってください。
- 当ジムから会員への個別の通知は、会員から届け出のあった最新の住所宛に行います。 変更手続きを怠ったことに起因する通知未達等については、当ジムは責任を負いません。

第12条(会員資格の停止及び除名)

当ジムは、会員が以下の各項に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、または当ジムから除名することができます。

- 【会員資格停止·除名事由】
 - (ア) 第4条各項に該当したとき
 - 第6条各項に違反したとき (1)
- 会員・当ジム従業員に対する迷惑行為、当ジム内における宗教活動、営業活動、 その他当ジムの目的に反する行為により、当ジムの秩序を乱し、または当ジムの名誉、品位を著しく傷つけたとき
- 2ヵ月連続して会費を滞納したとき。また、その他の債務を滞納し、当ジムからの
- 催告に応じないとき 入会に際して当ジムに虚偽の申告をしたとき。また、第4条に違反していることを (オ) 故意に申告しなかったと当ジムが判断したとき
- (h)
- 当ジムの施設、什器を故意または過失により破損したとき セキュリティカードを不正利用したとき(カードの貸与、非会員を入室させる等) (+)
- その他、会員としてふさわしくない言動があったと当ジムが認めるとき
- 【会員資格停止・除名に伴う措置】 (ア) 会員資格停止中または除名された会員は、当ジムを利用することはできません。
- 会員資格停止中も会費の支払義務は継続します。
- 当ジムは、会員資格停止中または除名された会員に対し、会費等の前納分または既納分を返還いたしません。 (ウ)
- 前項各号を理由に除名された会員の滞納分については、全額現金または当ジムが 指定した方法でのお支払いとなります。

第13条(資格喪失)

会員は、以下のいずれかの場合にその資格を喪失します。

- 退会
- 死亡または法人の解散
- 除夕
- 3. 当社の運営上重大な理由により当ジムを閉鎖したとき

第14条 (会員資格の譲渡禁止等)

当ジムの会員資格は、会員本人のみに限り、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他 の担保に供する行為、または相続その他の包括継承はできません。

第15条(会費、手数料及び利用料)

- セキュリティカード発行手数料は、当ジムが別に定める金額とし、入会時にお支払いいただ
- きます。当該手数料は、理由の如何を問わず返還しません。 会費は、当ジムが別に定める金額を、当ジム所定の方法で支払うものとし、既納の会費は、 理由の如何を問わず返還しません。
- 会員は、実際の施設利用の有無や回数に関わらず、本会員契約に定める諸費用を全て 支払う義務があり、退会月までは会費または利用料等を支払わなければなりません。

第16条 (会費、手数料及び利用料の改定)

- 当ジムは、別に定める会費・手数料または利用料等を改定することができます
- 前項の改定を行う場合、当ジムは1ヶ月前までに、店頭またはHPにて会員に告知します。

第17条(営業日および営業時間)

当ジムの営業日および営業時間については、別途定めます。

第18条(施設の利用制限)

当ジムは、当ジムの管理上またはその他当ジムが必要と認めた場合に、施設の全部または一部 の利用を制限することがあります。その場合、3日前までに告知します。ただし、気象災害等により 緊急を要する場合はこの限りではありません。なお、これにより会員の会費等の支払い義務が 軽減または停止されることはありません。

第19条(休業)

当ジムは、以下の理由により当ジムの施設の全部または一部を休業することがあります。

- 気象・災害等により、会員にその災害が及ぶと当ジムが判断し、営業が困難と認めたとき
- 施設の点検、補修または改修をするとき
- 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ない事由が
- その他、当ジムが休業を必要と認めるとき

第20条(施設の閉鎖・変更)

当ジムは、以下の理由により当ジムの施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。 1. 気象・災害等により、会員にその災害が及ぶと当ジムが判断し、営業が不可能と認めたとき

- 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当ジム経営上止むを得な い事由が発生したとき

- ・ 当ジム内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について、当ジム及び本部は一切の責任を 負いません。会員は、自己の責に帰すべき原因により、当ジムの施設または第三者に損害を
- 与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。 会員は、紹介者または同伴者等の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、 当該紹介者または同伴者等と連帯して損害賠償を負わなければなりません。
- 会員は、ロッカーの鍵を紛失等した場合、速やかに当ジムに届け出なければなりません。 当該鍵の交換手数料として3,300円(税込)をお支払いいただきます。 会員は、セキュリティカードを利用して非会員を入室させる等、不正行為をした場合は入室
- させた非会員の人数と利用月数に応じて1月あたりの会費の倍額を、自身の会費とは別に 支払わなければなりません。

第22条 (解散)

- 当ジムは、止むを得ない事情による場合は、3ヶ月前の予告をすることにより、当ジムを解散することができます。
- 解散事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告 期間を短縮することができます。 当ジムの解散の場合、当ジムは会員に対し、特別な補償は行いません。

第23条(通知予告)

本規約および当ジムの諸事情に関する通知または予告は、当ジム所定の場所に掲示する方法

第24条(本規約その他の諸規則の改定)

当ジムは、本規約、細則、利用規約、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改定することが できます。改定された規約等は、全ての会員に適用されます。

本規約に関する準拠法は日本法とします。

- 附則 本規約は2022年5月1日より発行します。
- 改訂 2023年3月1日
- 改訂 2025年12月1日

GronG GYM 24(以下、[当ジム]という)は、個人情報の重要性を認識し、保護の徹底を図るため、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護に関するガイドライン、その他関連する法令等を遵守するとともに、個人情報を、以下の通り取り扱います。

- 1 当ジムは、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を保有させていただきます。
 - (1)会員の氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、緊急連絡先、メールアドレス、顔写真
 - (2)会費等支払いに使用する会員の金融機関口座番号
 - (3) 当ジムの入館履歴、施設内のセキュリティカメラ映像
 - (4)運転免許証、パスポート、健康保険証等、会員の身分を証明する書類の記載事項
 - (5) 当ジムが必要と認めた場合に、会員の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求めることにより得た記載内容情報 または住民票等の内容を確認し記録すること、もしくは写しを取得することにより得た記載内容情報
 - (6) その他各種スクール等の受講および参加に伴う必要記載事項
- 2 当ジムは、お客様からお預かりした個人情報を、以下において共同利用させていただきます。
 - (1) GronG ONLINE SHOP
 - (2) GronG TRAINING LAB.
 - (3)GronG 鍼灸整骨院
- 3 当ジムは、個人情報を以下の目的に利用いたします。
 - (1)会員の本人確認
 - (2) 当ジムのキャンペーンやイベント等の案内および通知
 - (3)サービス改善、新サービスの開発等に役立てるため
 - (4) 当ジムからの連絡やお問い合わせへの対応のため
 - (5) 新商品・新サービス情報やセール情報の案内および通知
- 4 当ジムは、以下のいずれかに該当する場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供いたしません。
 - (1)会員から予め同意をいただいた場合
 - (2)上記3で掲げている利用目的の達成に必要な範囲内において外部委託した場合
 - (3)統計的なデータ等、会員個人を識別できない状態で提供する場合
 - (4)法令に基づき提供を求められた場合
 - (5)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、会員の同意を得ることが困難である場合
 - (6)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、 会員の同意を得ることが困難である場合
 - (7)国または地方公共団体等が法令の定める事務をするうえで協力する必要がある場合であって、 会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

当社は、データ入力業務、情報システムの保守・運用等を適切かつ迅速に行うため、利用目的の達成に必要な 範囲内において、個人情報の取扱いの全部または一部を外部に委託することがあります。この場合、当社は、委託先 としての適格性を十分に審査し、契約において個人情報の安全管理、秘密保持、再委託の制限等、お客様の個人情報の 漏えい等がないよう必要かつ適切な監督を行います。

- 5 会員が次のことを希望される場合には、当ジムはで本人を確認させていただいたうえ、合理的期間ならびに範囲において対応させていただきます。
 - (1)会員がご自身の個人情報の開示を希望される場合
 - (2)会員がご自身の個人情報の訂正、追加または削除を希望される場合。

ただし、個人情報の内容が事実と異なる場合に限ります。

- (3)会員がご自身の個人情報の利用停止または消去を希望される場合。ただし、利用停止に多額の費用を要する場合および法令に基づき保有している個人情報については、お申し出に応じられない場合があります。
- 6 上記5の個人情報の開示・訂正・利用停止等に関するお申し出および個人情報に関するお問い合わせについては、 当ジム所定の手続きにより受け付けいたします。当ジム所定の手続きによりご請求された場合には、ご本人確認の上、 個人情報保護法に基づき、当ジム所定書式の書面による回答とさせていただきます。 なお、書面による回答におきましては、開示等請求手数料 1,100 円(税込)が必要となります。
- 7 上記に定める内容は法令等の要請、その他当ジムが必要と認めた場合、必要な範囲で変更出来るものとさせていただきます。
- 8 個人情報に関する各種お問い合わせは、当ジムお問い合わせ先にてお受けいたします。

【お問い合わせ先】

GronG GYM 24 紀伊田辺店

住所:〒646-0061 和歌山県田辺市上の山2丁目19-25

電話:0739-33-7937

